

和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金申請等の手引き

(一社)和歌山県LPガス協会

令和5年6月30日 制定

令和6年4月1日 改訂

I. はじめに

この手引きは、和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付要領(以下「交付要領」という。)を補完するものです。

本助成金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金)を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国及び県からは、助成金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に処分されることとなります。

交付要領を十分確認いただき、本助成金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

交付要領は、令和6年4月1日付にて制定しておりますが、施行と適用は、協会から和歌山県に現在申請中の本事業に係る補助金の交付決定が通知された日以降となり、予算が執行可能となるのは、4月 日以降となりますのでご注意願います。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に最新版を確認願います。

II. 助成金の概要と基本事項

1. 対象となる事業期間

4月検針分から8月検針分のLPガス料金が対象。

2. LPガス料金とは

対象期間中に一般消費者等に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。

基本料金、従量料金と別に設備使用料を請求する場合は、LPガス料金の上昇とは関係がないため対象となりません。

また、質量販売は対象となりません。

3. 対象者

和歌山県内の家庭・業務用消費者。LPガスを供給しているコミュニティーガス(旧簡易ガス)も対象となります。

ただし、工場など生産現場での高圧ガス保安法上の工業用消費者、国及び地方公共団体[※]の施設での消費は対象外となります。

※ 施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払い者がどなたかで判断願います。

ただし、1件の消費者に複数のメーターが設置されている場合は、当該メーター数が上限となります。

また、使用量がなく基本料金のみ消費者も対象となります。

4. 値引き額

一般消費者等1契約につき1ヶ月あたり1,000円(消費税別)、計5,000円(同)の値引きによる支援(5ヶ月支援予定)

4月検針分～8月検針分の5ヵ月分(予定)が対象となります。

ただし、LPガスの輸入価格等の変動により支援が1ヶ月短縮される場合もあります。

各月の請求額が1,000円(消費税別)未満の場合は、請求額が値引き額の上限となります。

事例1 4月検針分が3,000円(消費税別)の場合、1ヶ月の値引き限度額が1,000円ですので、値引き後の請求金額が2,000円(消費税別)・2,200円(消費税込)となります。

事例2 6月検針分が800円(消費税別)の場合、請求金額が値引き額の上限となりますので、値引き後の請求金額が0円となり、消費税込請求金額も0円となります。

※集合住宅等で入居(開栓)・退去(閉栓)のタイミングで対象、対象外の線引き(参考1)

8月検針分(例えば8月10日検針)で値引き(1,000円消費税別)が済んでおり、その後8月末までに退去(閉栓)した場合は、最終請求分が次回検針扱いとなるため、対象となります。

4月に入居(開栓)したが、4月に検針を行わない場合は、5月検針分からが対象となります。

※検針票、請求書、Web明細、領収証等への値引きの記載例は、補足1・補足2を参照願います。

内 容	助 成 対 象 額
LPガス料金の値引きを行うLPガスの販売事業者に対する助成	和歌山県が指定する値引き額 上限 1,000円(消費税別)/月×5ヶ月(予定)により一般消費者等のLPガス料金の令和6年4月検針分から8月検針分を上限 1,000円(消費税別)/月×5ヶ月(予定)分を予算の範囲内で助成する。

5. 販売事業者への交付額

上記の一般消費者等への請求額から1ヶ月あたり1,000円の値引き(税別、1件あたり)を行う原資として、1件につき1,000円の交付となります。

事業所での助成金受け入れと消費税の取り扱いは、参考2を参照願います。

Ⅲ 申請手続き

1. 様式1「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付申請書」

様式1(助成金交付申請書)は第2期支援事業を基に事務局で作成し、送付しますので保管ください。

申請は不要です。

Ⅳ 事業の実施と概算払請求及び実績報告書の提出、請求手続き

1. 様式2「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付決定通知書」の送付

様式2(助成金交付決定通知書)は様式1(助成金交付申請書)と同時に事務局で作成し、送付しますので保管ください。

2. 様式7「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金概算払請求書」の提出

販売事業者は、4月検針～8月検針の5ヶ月分のLPガス料金の請求件数、値引き総額(いずれも予定)が確定しましたら必要に応じ様式7(助成金概算払請求書)を提出してください。

5ヶ月トータル分の80%を限度として協会から概算払いします。

3. 様式5「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金実績報告書」、様式9「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金事業者申請手数料請求書」の提出

販売事業者は、4月検針分～8月検針分のそれぞれで、各月の値引き対象となった一般消費者等の件数と総額を集計し、協会まで様式5(助成金実績報告書)と様式9(事業者申請手数料請求書)の提出をお願いします。

それぞれの月の提出期限は翌月末を基本とし、8月検針分については、8月検針単月分(様式5)と5ヶ月合計分(様式5-1)を提出してください。最終期限は9月30日(月)です。

実績報告書提出の際には、値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、一覧表に一般消費者別の値引金額が記載されているもの(補足3-2参照)及び検針・請求書の写し(10件程度)又は、請求額の一覧表を添付してください。

ただし、添付書類の一覧表及び検針・請求書の写し等については、消費者名と住所を非表示としてください。(補足3-3参照)

また、様式9(事業者申請手数料請求書)については、10,000円/月+消費者件数×100円/月(400件を上限とする。)となります。

4. 様式5-1「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金実績報告書(5ヶ月集計)」、様式8-1「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金精算払等請求書」の提出

事業完了後、様式5-1(助成金実績報告書(5ヶ月集計))、様式8-1(助成金精算払等請求書)を協会に提出してください。

5. 様式6「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金額確定通知書」の送付

5ヶ月合計の実績報告書、精算払等請求書に基づき、先に支払っている概算払い金額との差額を

算出し、協会より様式6(助成金額確定通知書)にて最終精算金額として販売事業所へFAX、電子メール若しくは郵送にて通知いたします。

6. 助成金等の支払い

確定通知書に間違いがなければ精算払等請求書に基づき、協会から指定口座に振り込みます。

以上

和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業事務局

メールアドレス : shien.wakayama@abelia.ocn.ne.jp

FAX番号 : 073-488-3135

電話番号 : 073-488-3034